

IV 地域づくり基本計画

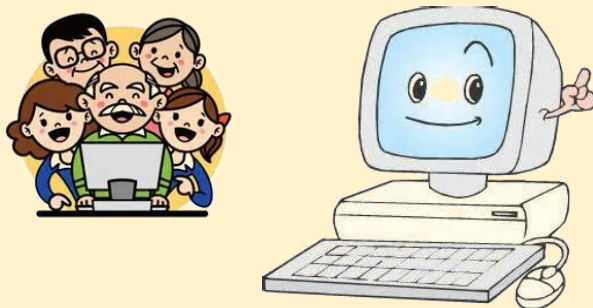
1. 住民すべてが安心・安全な生活がおくれるよう、地域の力を結集して諸活動に取り組みます。

(1) 快適な生活ができるよう居住環境の整備・向上につとめます。

① 地域内幹線・支線道路、情報通信環境、福祉関連施設などの整備・向上に努めます。



② ホームページ等の活用により、地域内外に魅力ある地域づくりをPRします。



③ あいさつ運動、ふるまい運動の展開により、住民同士がなごやかに気持ちよく暮らせる地域を目指します。



④ 子育て環境や学校との連携による教育環境の向上に努めます。



(2) 地域住民が相互のつながりを大切にし、生活に喜び・楽しみを感じられる地域づくりを進めます。

①子どもや高齢者、障がいのある方が、生きがいをもって生活できる地域づくりを進めます。

◆高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の見守り活動。



◆自治会サロンまたは地域を超えたサロン活動の取り組みと支援活動。



◆高齢者が緊急時に連絡がとれる方策。



②健康診断や生活習慣病の予防に努める活動を積極的に推進します。



③平和と人権・同和問題に対する理解を深める活動を推進します。

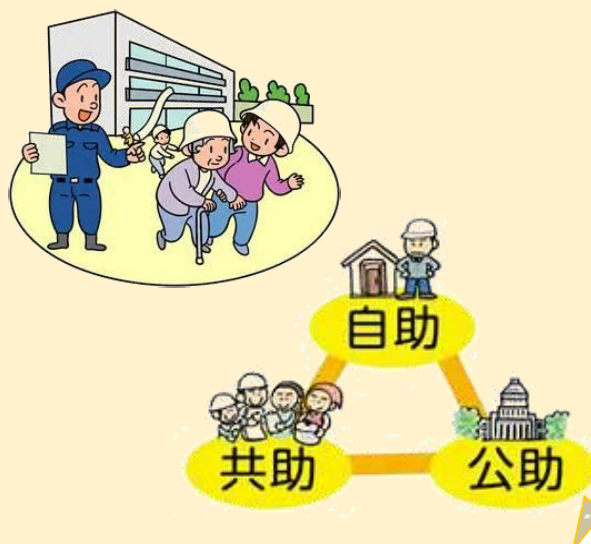


(3) 一人の犠牲者も出さないための、災害に対する備えを、地域あげて取り組みます。

①住民は「自分の身は自分で守る」を自覚し、災害に備えた日常生活を送るよう努めます。

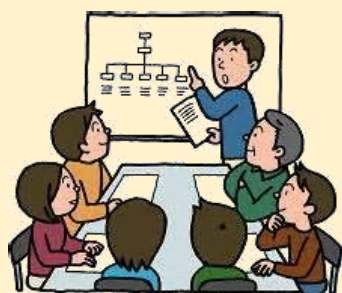


②振興協議会は、防災・防犯知識の普及と訓練計画などの基本的事項を立案し、地域内の周知に努めます。



③各自治会は自主防災組織を結成し、次の事項を実施し災害に備えます。

◆緊急時連絡体制の確立



◆災害時避難計画の策定と訓練



◆災害時対応用品の備蓄



◆災害時要配慮者等の具体的救援計画



2. 楽しく和気あいあいと生活できる地域を目指した取り組みを推進します。

(1) 地域活動の再構築を図り、地域の活性化を目指します。

①地域の潜在力を掘り起こし、特産品の開発につとめます。



②自治会などの助成制度活用を支援する体制づくりと、農業の後継者が育つよう努めます。



③自治会や地域の力を結集し、みどり豊かな自然環境の維持保全に努めます。



④若者や女性が積極的に参画できる活動を企画し、その意見を尊重するとともに、各々の活動を積極的に支援します。



(2) 地域の交流事業を通じて、和気あいあいの地域づくりに努めます。

①地域の賑わいを高めるため、参加しやすい交流行事の企画立案に努めます。



②地域の若者も高齢者も気楽に集い、楽しめる場の設置を目指します。



(3) 地域の歴史・文化に理解を深める活動を推進します。

①伝統文化や歴史遺産への理解を深め、次世代に継承する活動として、研修会や見学会の開催を推進します。



②伝統文化や芸術の保存・発展のため、活動団体を支援するとともに人材の確保についても努力します。



V 計画の実施方法・期間

「地域づくり基本計画」に基づき、各事業部において年度ごとに検証し、事業の見直し等含めて事業計画を作成し、推進します。

この計画の実施期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画です。

VI 計画の推進体制

事業の推進にあたっては、下記「佐世地区振興協議会組織図」の体制により推進します。

事業遂行上必要な場合は、実行委員会などの専門委員会を設置して取り組みます。

佐世地区振興協議会 組織図

